

自家用電気工作物保安管理業務委託 仕様書

1 業務概要

電気事業法に規定する自家用電気工作物の保安管理業務

2 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

3 対象施設

(1) 熊本県民総合運動公園

公園事務所

熊本市東区石原2丁目9-1

陸上競技場

熊本市東区平山町2776番地

屋内運動広場（パークドーム熊本）

熊本市東区平山町2972番地

(2) 熊本県立総合体育館

熊本市西区上熊本1丁目9番28号

(3) 藤崎台県営野球場

熊本市中央区宮内4番1号

(4) 熊本県総合射撃場

上益城郡益城町砥川日平3586

4 対象設備

別紙一覧参照

5 業務内容

- (1) 電気工作物の維持及び運営が適正に行われるよう、電気事業法で定める当該電気工作物の点検、測定及び試験を定期的に行い、報告書を作成のうえ当該施設担当者に提出すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。なお、点検種類および回数は別紙一覧のとおりとする。
- (2) 受託者負担で絶縁常時監視装置を設置（柱上変圧器除く）し、電流漏電の発報を受信した場合は、電気工作物の異常の有無を確認するとともに、発報発生の原因を調査し適切な措置を行うこと。
- (3) 電気工作物の事故・故障発生等の場合は、昼夜を問わず応急処置及び臨時点検を行い、当該施設担当者に報告と再発防止のための助言を行うこと。合わせて、原則として当該施設に60分以内に到着し対応できる体制を確立すること。
- (4) 主任技術者変更に伴う申請について、受託者の責任において保安管理業務外委託承認申請書ならびに保安管理規程届出を作成し、経済産業局へ提出するものとする。なお、受託者が引き続き前年度と同一の者である場合はこの限りでない。
- (5) 法令等に定める官庁検査の立ち合いを行うこと。
- (6) 法令等に基づく提出が必要な書類及び図面の指導、助言を行うこと。

